

令和 8 年 度
(2026年度)

PTAのしおり

箕面市立第六中学校 PTA

箕面市立第六中学校 P T A 規約

第一章 名称および事務所

第 1 条 本会は、箕面市立第六中学校PTAという。

第 2 条 本会は、事務局を箕面市立第六中学校におく。

第二章 目的および活動

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とし、生徒の福祉、および学校を中心とする文化活動に寄与する。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するための次の活動をおこなう。

- (1) よき保護者、教職員となるための研修に努め教養を深める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡により、教育上の協力をおこなう。
- (3) 生徒の福祉、生活環境を改善する活動をおこなう。
- (4) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- (5) その他、本会の目的を達成するための活動をおこなう。

第三章 会員

第 5 条 本会の会員は、箕面市立第六中学校に在籍する生徒の保護者、および同校に勤務する教職員とする。
なお、会員の資格に関する事項については、本会の運営上の取り扱いにより対応するものとします。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

会費は、各家庭月額 400 円とし年 1 回 7 月に(5月1日在生徒を基準とする)納入する。

会費は、8 ヶ月分を納入する。ただし転入時の徴収、転出時の返金はしない。

第四章 役員

第 7 条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1 名 副会長 2 名 書記 2 名 (内 1 名教職員)

会計 2 名 (内 1 名教職員) 会計監査 2 名

第 8 条 役員は、定期総会での承認をもって就任するものとし、任期は、定期総会から次の定期総会までとする。ただし再任は妨げない。

第 9 条 会長は、次の職務をおこなう。

- (1) 本会を代表し会務を総括し、総会、および運営委員会を召集する。
- (2) 常置委員の委員、および委員長を委嘱する。
- (3) 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員、委員長を委嘱する。

第 10 条 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第 11 条 書記は、次の職務をおこなう。

- (1) 総会、および運営委員会の議事、ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、文書受発、通信の事務を処理する。
- (3) 会長の指示により、本会の庶務をおこなう。

第 12 条 会計は、次の職務をおこなう。

- (1) 総会で決定した予算にもとづいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 定期総会において、会計監査の監査を経た決算報告をおこなう。
- (3) 本会の財産を管理する。

第13条 会計監査は、本会の経理を監査し、定期総会に報告する。

第五章 役員推薦委員会

第14条 役員の選出推薦に関する事務を処理するために、役員推薦委員会をおく。

第15条 役員推薦委員会は、役員の候補者を選出し、定期総会に提案する。

第16条 役員推薦委員会は、次の委員によって組織し、会長が召集する。

(1) 各学年の学級委員長

(2) 1地区につき、地区委員長および各地区の地区委員からの互選により2名の推薦委員を選出する。

(3) 運営委員会の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。

(4) 教職員の中から2名の推薦委員を選出する。

第17条 役員推薦委員会の委員は、その任務が終了したときに解任される。

第六章 総会

第18条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第19条 総会は、定期総会、および臨時総会とする。

定期総会は、原則として5月に開催する。臨時総会は運営委員会で必要と認めたときに開催する。

第20条 総会は、会員の家庭数の三分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第21条 総会の議事は、出席の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第22条 次に掲げる事項は、定期総会に付議しなければならない。

(1) 決算に関する事項

ア 行事、事業報告

イ 収支決算報告

ウ 会計監査報告

(2) 新役員の承認に関する事

(3) 予算に関する事項

ア 行事、事業計画

イ 収支予算

ウ 委員会の委員、委員長の委嘱に関する事項

第七章 運営委員会

第23条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、校長、教頭および臨時委員会がある場合は、その委員長をもって構成する。

第24条 運営委員会は、会長が召集し、総会の方針に従って本会の目的を達成するための運営に関して審議執行する。また、各委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案等を審議する。

第25条 運営委員会は、委員の二分之一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。議事は、出席者の過半数で決する。

第八章 常置委員会

第26条 この会には、次の常置委員会を置く。

六中委員会

- 第 27 条 特別な事項について必要のあるときは、臨時委員会を設けることができる。
- 第 28 条 六中委員会は、各学級の会員の互選により若干名を会長が委嘱し、委員長は委員が互選する。
- 第 29 条 六中委員は学年、学級の環境を整備し生徒の福利厚生をはかるとともに、保護者と教師との連携接触につとめる。
- 第 30 条 六中委員会は、各小学校校区ごとに会員から若干名を会長が委嘱し、各小学校校区ごとに 1 名の六中委員長を互選する。
- 第 31 条 六中委員は、六中会員相互の連絡と親睦をはかるとともに、生徒の校外生活の捕導につとめる。
- 第 32 条 (削除)
- 第 33 条 (削除)
- 第 34 条 (削除)
- 第 35 条 (削除)
- 第 36 条 校長は、学校運営ならびに教育上、各常置委員会、臨時委員会に出席して意見を述べるができる。

第九章 経理

- 第 37 条 本会の活動に要する経費は、会費、およびその他の収入によって、これにあてる。
- 第 38 条 本会の経理は、総会によって議決された予算により執行され、決算は、総会で承認を得なければならない。
- 第 39 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第十章 改正

- 第 40 条 この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

- 第 1 条 この規約は、昭和 59 年 4 月 26 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 2 条 昭和 59 年 4 月 1 日、学校設立により組織された箕面市立第六中学校 PTA、設立準備委員会による昭和 59 年度役員選出のための推薦委員会は、本規約による役員推薦委員会とみなす。
- 第 3 条 この規約は、平成 6 年 5 月 28 日から施行する。
1. 昭和 61 年 4 月 26 日 第 23 条
 2. 昭和 62 年 4 月 30 日 第 26 条、第 28 条、第 32 条は改正、
第 34 条、第 35 条は新規追加事項。
 3. 平成 6 年 5 月 28 日 第 8 条、第 19 条、第 22 条の改正。
 4. 平成 19 年 5 月 19 日 第 6 条の改正。
 5. 令和元年 5 月 11 日 第 6 条の改正。
 6. 令和 2 年 5 月 クラブ活動補助金交付要綱追加
 7. 令和 6 年 5 月 第 26 条の改正
- 第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条の削除
8. 令和 7 年 4 月 25 日 第 6 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条の改正

箕面市立第六中学校 PTA クラブ活動補助金交付要綱

第一条【目的】 この要綱は校長が認める部活動において、学校を代表して、日本中学体育連盟主催又はそれに準ずる団体主催の全国大会に出場する部活動にたいして、補助金を交付し、保護者の負担軽減及び部活動の奨励を図る事を目的とする。

第二条【補助対象】

- 1 補助対象は、個人・団体の別を問わない。また、運動部・文化部を問わないものとする。
- 2 部活動以外の団体等は対象としない。
- 3 補助対象は、交通費、宿泊費とする。

第三条【補助額】補助額の上限は、1大会につき

個人出場 ：10,000円

団体出場（2名以上）：50,000円 とする。

ただし、大会開催地が近畿圏内の場合は

個人出場 ：5,000円

団体出場（2名以上）：25,000円 とする。

第四条【基金】補助金に要する費用は、PTA 運営費の項目のうち予備費から支出する

第五条【交付手続】

- 1 本補助金の交付を申請出来る者は学校長とし、別紙申請書により申請する。
- 2 会長は、申請があったときは速やかに事実を確認し、会計に送付するものとする。
- 3 会計は、遅滞なく交付手続きを取るものとする。

第六条【報告】

- 1 本補助金は、交通費・宿泊費の補助を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする
- 2 申請者は補助金を受け取り後、速やかに受領書を会長あてに提出する。
- 3 本大会に欠場したときは、速やかに返金するものとする。

第七条【その他】本要綱に定めのない事項については、本部役員会で協議して定めるものとする。附則この要綱は、令和 2 年 5 月より実施する。

箕面市立第六中学校PTA 弔・見舞い規定

1 保護者の死亡(両親またはそれに準ずるもの)

御香料5,000 円、楡一對(時価)または供花一基(時価)

2 生徒の死亡

御香料5,000 円、楡一對(時価)または供花一基(時価)

★PTA役員で協議する。

3 教職員の死亡

御香料5,000 円、楡一對(時価)または供花一基(時価)

★PTA役員で協議する。

4 教職員の子どもの死亡

御香料5,000 円、楡一對(時価)または供花一基(時価)

5 生徒が負傷・疾病により一ヶ月以上入院した時

★PTA役員で協議する。お見舞い品 3,000 円程度

6 教職員が負傷・疾病で一ヶ月以上の長期療養の時

★PTA役員で協議する。お見舞い品 3,000 円程度

①教職員以外の職員の弔・見舞いについては上記規定を

基準として、その都度PTA役員で協議する。

②上記PTA弔・見舞いの規定の予算は、弔費・渉外費

より支出し、特別の場合はPTA役員で協議する。

付則 この規定は、平成元年5 月 20 日から施行する。

平成6 年5 月21 日一部改定する。